

第4次庄内町生活排水処理基本計画

令和2年11月

山形県東田川郡庄内町

はじめに

庄内町は、山形県の北西部に広がる庄内平野の中央から南東部に位置し、東西約17.4km、南北約38.9kmの細長い地域で総面積が249.17km²となっています。北は酒田市と接し、南西は京田川を境に三川町、鶴岡市、南東は霊峰月山につらなる出羽丘陵を境に西村山郡西川町、最上郡大蔵村及び戸沢村に接し、内陸地方と庄内地方を結ぶ分岐点に位置しています。

地勢は、北端を西流する最上川の河川堆積物からなる扇状地性平坦地、南端は霊峰月山をはじめとする山間、山岳丘陵地と、大きく二地区に分けることができます。庄内平野の中央から南東部に位置する平野部は肥沃な耕地となっており、大半が良質米生産地となっています。南東側の山間、丘陵地域である立谷沢地区の中央を「平成の名水百選」に選定された立谷沢川が北流し、清川地区で最上川に合流しています。

気象は、日本海の影響を強く受ける湿潤な海洋性気候に属し、気温の日変化は割合に少なく、内陸部に比べると温暖となっています。しかし、年間を通じて南東風と北西風が多く、冬期は北西の季節風が激しく、4月から10月にかけては局地風「清川ダシ(東風)」が強く吹くことが多くみられます。

本町は、稲作を中心とした農業を基幹産業として発展を遂げてきました。これも最上川及び京田川、立谷沢地区を貫流する立谷沢川の豊かな水源に支えられており、このような状況を踏まえ、本町では現行計画が令和2年度をもって満了となることから、継続して生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、「第4次庄内町生活排水処理計画」を策定するものです。

1 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

水環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で生活排水対策が重要な課題となっている昨今、本町でも公共下水道事業及び農業集落排水施設の整備を推し進めてきました。

また、公共下水道や農業集落排水施設区域以外の地域については、合併処理浄化槽の整備促進を図ってきました。

平成25年度に整備事業は概ね完了しており、令和元年度末現在、生活排水処理施設普及率は99.4%と県下でも上位にあります。生活排水処理率は89.2%と毎年逡増しているものの、今後も継続して生活排水対策の必要性について啓発を行うことが重要であり、地域住民の理解と協力のもと衛生的で快適な生活を確保するとともに、水質汚濁の防止を図り、快適で豊かな水環境を得ることを目標とする。

(2) 生活排水処理の基本方針

達成のための基本方針を以下のとおりとします。

- イ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の効率的な運営により、維持管理の安定化を図ります。
- ロ 公共下水道及び農業集落排水施設が整備された区域内においては、未接続世帯への指導・啓発を継続して取り組みます。
- ハ 公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域以外の地域は、汲み取りや単独処理浄化槽の利用世帯に対し、合併処理浄化槽の設置促進と管理指導の充実を図ります。

2 目標年次

本町の生活排水処理基本計画における目標年次は、令和8年度とする。

なお、中間目標年次は設けないが、諸条件に大きな変動があった場合においては、その都度見直しを行うものとする。

3 生活排水の排出の状況

本町における生活排水の排出の状況は、次表のとおりであり、令和元年度末において、計画処理区域内人口20,850人のうち生活排水の適正処理がなされているのは、公共下水道14,232人、農業集落排水処理施設4,021人及び合併処理

浄化槽350人の合計18,603人である。

公共下水道は、基本計画を平成3年度に策定し、平成11年3月1日には、一部供用を開始している。令和7年度には14,438人が公共下水道によって処理される計画である。

農業集落排水処理施設は、14施設整備済みである。

個別の合併処理浄化槽人口は、目標年次で429人が合併処理浄化槽によって処理される予定である。

生活排水の未処理につながる、単独処理浄化槽人口は、1,243人であり逡減している。これは、公共下水道への接続が主な要因と考えられる。非水洗化人口も漸次水洗化が図られ、さらに人口の減少等の要因により減少していくものと思われる。

表 生活排水の排出の状況

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 計画処理区域内人口	21,557	21,219	20,850
2 水洗化・生活雑排水処理人口	19,053	18,893	18,654
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	407	400	401
(3) 公共下水道	14,451	14,372	14,232
(4) 農業集落排水処理施設	4,195	4,121	4,021
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,386	1,284	1,243
4 非水洗化人口	1,118	1,042	953
5 計画処理区域外人口	0	0	0

4 生活排水の区分等

本町における生活排水の区分は、次表のとおりである。

表 生活排水の区分等

処理施設の区分	対象となる生活排水の区分	管理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	庄内町
(2) 農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	庄内町
(3) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(4) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(5) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	酒田地区広域行政組合

5 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

① 処理の目標

「1 基本方針」に掲げた理念、目標を達成するため、おおむね全ての生活排水を施設で処理することが望ましく、下記のような目標とした。

ア 生活排水の処理の目標

	令和元年度	令和8年度 (目標年次)
生活排水処理率	89.2%	99.5%

イ 人口の内訳

(単位：人)

	令和元年度	令和8年度 (目標年次)
1 行政区域内人口	20,850	18,560
2 計画処理区域内人口	20,850	18,560
3 水洗化・生活雑排水処理人口	18,603	18,474

(注) 令和8年度の行政区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所の公表推計値

ウ 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

	令和元年度	令和8年度 (目標年次)
1 計画処理区域内人口	20,850	18,560
2 水洗化・生活雑排水処理人口	18,654	18,474
(1) コミュニティ・プラント	0	0
(2) 合併処理浄化槽	401	343
(3) 公共下水道	14,232	14,438
(4) 農業集落排水処理施設	4,021	3,693
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,243	49
4 非水洗化人口	953	37
5 計画処理区域外人口	0	0

② 生活排水を処理する区域及び人口等

本町が整備普及を図る公共下水道、農業集落排水処理施設及び個別の合併処理浄化槽の処理区域は、都市計画の見地、地域の要望、周辺環境等を勘案して定めたもので、別図のとおりである。

今後、合併処理浄化槽設置整備事業を推進するのは、次に示す区域以外の全町域とする。

イ 公共下水道計画区域

ロ 農業集落排水処理区域

(別紙図面)

③ 施設及びその整備計画の概要

	計画処理区域	計画処理人口 (人)	整備年度	事業費 (百万円)
公共下水道	庄内町の全地区に及ぶが、一部地域を除く。	15,600	平成6～令和7年度	17,407
農業集落排水処理施設	① 沢新田地区 ② 古関地区 ③ 小出新田地区 ④ 堀野福原地区 ⑤ 千河原地区 ⑥ 平岡地区 ⑦ 返吉地区 ⑧ 三添地区 ⑨ 荒鍋地区 ⑩ 千本杉地区 ⑪ 桑田地区 ⑫ 木の沢中村地区 ⑬ 中島生繰沢地区 ⑭ 松肝地区	480 710 810 740 740 410 480 860 420 170 210 480 200 240	(供用開始年月) 昭和63年10月 平成2年11月 平成6年1月 平成7年12月 平成10年1月 平成11年11月 平成14年3月 平成5年10月 平成6年11月 平成8年12月 平成9年12月 平成11年11月 平成13年2月 平成17年3月	292 337 697 693 847 506 642 718 493 322 341 650 444 463
合併処理浄化槽	下水道、農業集落排水処理施設整備区域以外の全域が対象	440	令和3～7年度	11
し尿処理施設	—————	180k1/日 (酒田地区広域行政組合)	平成元年度竣工	

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

① 現況

本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、一般廃棄物処理業者が浄化槽清掃業と併せて実施している。

また、本町のし尿及び浄化槽汚泥の全量を、一市二町で構成する「酒田地区広域行政組合」のし尿処理施設で共同処理している。

このし尿処理施設は、高負荷脱窒素処理方式で、180k1/日の処理能力があり、平成元年10月に竣工している。令和元年度の一日平均処理量は、52.91k1/日であり、搬入される汚泥の割合は、浄化槽汚泥78.2%、生し尿21.8%となっている。

し尿・浄化槽汚泥については、し尿処理施設で脱水処理した後、焼却施設で汚泥を焼却し、その残渣を酒田地区広域行政組合の一般廃棄物処理場で埋め立て処分している。

今後も生活排水処理率の増加とともに、し尿及び浄化槽汚泥が年々減少していくことが予測される。

②し尿・浄化槽汚泥の排出状況

「5（1）①ウの生活排水の処理形態別内訳」に基づいたし尿及び浄化槽汚泥の排出状況は、次表のとおりである。

	令和元年度	令和8年度 (目標年次)
汲み取りし尿	609k l	33k l
浄化槽汚泥	1,398k l	45k l
合計	2,007k l	78k l

③し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬・最終処分については、現在の形態で実施するものとする。

- イ 収集運搬 一般廃棄物処理業者が浄化槽清掃業と併せて実施
- ロ 最終処分 酒田地区広域行政組合のし尿処理施設で共同処理

(3) その他

家庭から排出される生活雑排水の未処理放流が生活環境の悪化や水質汚濁の要因となることや生活排水対策の必要性を広く周知するため、広報誌や町のホームページへの掲載など啓発活動に努めます。

また、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域以外の地域においては、浄化槽管理の普及を促進するとともに、関係機関と連携し適正な維持管理や保守点検、清掃及び法定検査を徹底するよう指導してまいります。